

事業所から排出されるごみの処理のしかた

産業廃棄物に該当しますか？
※「産業廃棄物」については、左記参

はい いいえ

【産業廃棄物】
町での収集はできません。事業者自らの責任において処理してください。

※**産業廃棄物**とは、事業活動によって生じたごみのうち、下記のことを指します。
(廃棄物処理法第2条第4項第1号、施行令第2条)

- ◎**全業種**において産業廃棄物となるごみ
①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ
⑥廃プラスチック ⑦ゴムくず ⑧金属くず
⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

- ◎**業種により**産業廃棄物となるごみ
①紙くず ②木くず ③繊維くず ④動植物性残さ
⑤家畜のふん尿、家畜の死体

※自ら処理することができない場合は、産業廃棄物処理業者に委託（有料）してください。
※処理業者が分からない場合は、「**福岡県産業資源循環協会**」にお問い合わせください。

・**公益社団法人福岡県産業資源循環協会**
(092-651-0171)
福岡市博多区吉塚本町13-47
福岡県国保会館2F

【事業系一般廃棄物】
事業活動によって生ずるごみは、一般廃棄物であっても、原則として自らの責任において処理することとなっています。独自処理はできますか？

はい いいえ

自らの責任において処理をお願いします。

燃やせるごみですか？

はい いいえ

再生できるごみですか？

はい いいえ

再生業者に引き渡してください。
＜例：紙ごみ＞
古紙再生業者
・福岡カミ原センター
TEL 0946-42-1901
・(株)紙資源
TEL 0120-53-0084

事業系燃えるごみ袋に入れて、地域の持出日に出してください。

従業員さんが排出したごみですか？
(従業員さんの飲食、簡易な事務用品など)

はい いいえ

下記のいずれかの方法で処分してください。
①サン・ポートに持ち込む。
②収集運搬業者と契約して収集させる。

町での収集はできません。事業者自らの責任において処理してください。

※処理業者が分からない場合は、「**福岡県産業資源循環協会**」にお問い合わせください。
・**公益社団法人福岡県産業資源循環協会**
(092-651-0171)
福岡市博多区吉塚本町13-47
福岡県国保会館2F

★**事業所**のごみは「**事業系燃えるごみ袋**」で出しましょう！
事業所から生ずる一般廃棄物（左図参照）を出すときには必ず**事業系燃えるごみ袋**で出すようにして下さい。
事業系燃えるごみ袋は、**三輪産業**にて購入することができます。
(有)三輪産業：0942-77-3246

★「**不法投棄**」は厳罰に処せられます！
上記以外のごみの処理（不法投棄、不法焼却行為）については、廃棄物処理法により厳罰に処せられる可能性があります。
適正な処理をお願いします。
＜廃棄物処理法第25条関係＞
次の各号のいずれかに該当する者は、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**、又はこれを併科
第14号 不法投棄をした場合 第15条 処理基準等によらない廃棄物の焼却を行った場合